## 呉市が管理する道路の路面復旧における舗装構成図

	- IF T 4 (	^+ \+ ±± -₽		適用基準
	工種及び舗装工	舗装構成	区別	在来道路の種類
1 号 工	アスファルト舗装工 施工厚 43cm	(単位:cm)	車道	大型車交通量:N6 (1000~3000台) 例:今西通り
2 号 工	アスファルト舗装工 施工厚 35cm	会	車道	大型車交通量: N5 (250~1000台) 例: センター通り 蔵本通り 阿賀中央西畑線 (旧国道185号)
3 号 工	アスファルト舗装工 施工厚 35cm	全 ・ 密粒度アスコン(20) ・ 一粒度調整路盤(M-40) ・ 一切込砕石路盤(C-40)	車道	大型車交通量:N4 (100~250台) 例:焼山環状線 高地部循環線
4 号 工	アスファルト舗装工 施工厚 25cm	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	車道	大型車交通量: N1, N2, N3 (~100台) 車両交通のある一般道路 ※ガソリンスタンド, 大型店舗, コンビニエンスストア等への乗入れ部
5号工	アスファルト舗装工 施工厚 13cm	○ 細粒度アスコン(13) 一切込砕石路盤(C-30)	歩道	一般歩道
6 号 工	コンクリート平板舗装工 施工厚 29cm	9 つ コンクリート平板ブロック ーモルタル(1:3) ーコンクリート(σ28=18N/m m²) ーコンクリート(σ28=18N/m m²) ー 切込砕石路盤(C-30)	歩道	例:望地1号線 ※車両乗入れ部について は別途協議
7 号 工	透水性舗装工 施工厚 18cm	の 開粒度アスコン(13) の 切込砕石路盤(C-30) 一砂	歩道	例:高地部循環線
8 号 工	インター(レンガ)プロック舗装工 施工厚 19(21)cm	980 	歩道	例: 今西通り センター通り (注)ブロック厚は現況のと おりとする。
9 号 工	タイル舗装工 施工厚 25cm	タイル モルタル(1:3) ローコンクリート(σ28=18N/m m²) 一切込砕石路盤(C-30)	歩道	例: 蔵本通り 美術館通り (注)ガソリンスタンド等はコ ンクリートT=20cm

	工種及び舗装工 舗装構成		適用基準		
	工性及び舗装工	胡 表 伟 凡	区別	在来道路の種類	
10 号 工	ポリシール舗装工 施工厚 11cm	* リシールケ うりト開粒度 アスコン (20) 密粒度 アスコン (13) 地域	歩道	例:高地部循環線 (注)復旧する場合は12号 エで施工	
11 号 工	コンクリート舗装工 施工厚 30cm	ロップ (ロップ ロップ ロップ ロップ ロップ ロップ ロップ ロップ ロップ ロップ	車道	一般車道 ※車両の乗入れ部 (注)現況6号エの箇所を復 旧する場合は目地を入れる こと。	
12 号 工	コンクリート舗装工 施工厚 20cm	0 ← コンクリート(σ28=18N/m m³)	車道歩道	一般歩道 (注)幅員2. Om未満の自 動車交通量が少ない生活 道路は歩道とみなす。	
13 号 工	インターブロック舗装工 施工厚 31cm	8		例:広商店街 (注)材料の調達等により施 工が困難なときは、次の2 つの舗装構成から選択可 能とする。	
	施工厚 26cm	インター(レンガ)ブロック 砂 型がよう。	車道		
	施工厚 31cm	インター(レンガ)ブロック 砂 コンクリート( O <sub>za</sub> =18 N/mm²) 切込砕石路盤(C-30)			
14 号 工	アスファルト舗装工 施工厚 15cm	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	車道 歩道	幅員3.0m未満の自動車 交通量が少ない生活道路 (設計CBR12) ※駐車場,店舗,一般宅地 等への乗入れ部	
15 号 工	アスファルト舗装工 施工厚 18cm	○ 無粒度アスコン(13) ・ 切込砕石路盤(C-40)	歩道	※一般宅地への乗入れ部 ※水管、下水道管等の本管 等を縦断で占用する場合 で、乗入れ部でない箇所(5 号エ)も含め、一連で舗装 するときに限る。	

- (注1)ここでいう幅員とは、側溝に蓋掛けをしている場合は側溝幅も含めた全幅員のことをいう。
- (注2)合材及び路盤材は、原則再生材を使用すること。
- (注3)アスファルト舗装(車道)において、縦断勾配が9%以上の場合、合材の仕様はすべり抵抗性に優れた改質(I)とすること。
- (注4)アスファルト舗装(車道)において、特に大型車交通量が多い場合、合材の仕様は耐流動性に優れた改質(II)とすること。 例: 阿賀中央町田線
- (注5)合材の仕様については、別途協議を有する場合がある。
  - 例:阿賀中央西畑線(旧国道185号)
- (注6)14号エでの復旧において、路床の状態が不良の場合は、別途協議すること。
- (注7)歩道の乗入れ部において、頻繁に大型車や特殊車両などが乗入れる場合は、別途協議すること。
- (注8)舗装構成等に疑義がある場合は、別途協議すること。